

地方自治体の条例による NOx 排出基準（新設の場合）

平成 18 年 8 月

		大気汚染防止法		東京都指導要綱			神奈川県指導要綱			
規制対象	ガスタービン	50		50			50			
重油換算	ディーゼルエンジン	50		5			50			
1h 以上	ガスエンジン	35		5			35			
		規模	全国	規模	第1種地域	その他地域	規模	横浜・川崎 横浜市	その他の地域	
ガスタービン		70(O ₂ =16) 294		気体燃料	2,000kW 以上	100	150	150,000kW 以上	10(O ₂ =16) 42	10(O ₂ =16) 42
					2,000kW 未満	150	200	100,000～ 150,000kW	15(O ₂ =16) 63	15(O ₂ =16) 63
				液体燃料	2,000kW 以上	100	200	2,000～ 100,000kW	20(O ₂ =16) 84	20(O ₂ =16) 84
					2,000kW 未満	150	250	2,000kW 未満	35(O ₂ =16) 147	35(O ₂ =16) 147 液体燃料の場合 50(O ₂ =16) 210
ディーゼルエンジン	ボヤ径 400mm 以上	1,200(O ₂ =13) 3150	重油換算 25h 以上 (第1種地域) 2,000kW 以上 (第2種地域)	300	700	重油換算 200h 以上	110(O ₂ =13) 289	110(O ₂ =13) 289		
	ボヤ径 400mm 以下	950(O ₂ =13) 2494	重油換算 25h 未満 (第1種地域) 2,000kW 未満 (第2種地域)	1000	1300	重油換算 200h 未満		190(O ₂ =13) 489		
ガスエンジン		600	重油換算 50h 以上	200	500	重油換算 200h 以上	200	200		
			重油換算 5h 以上 50h 未満	300		重油換算 200h 未満		300		
備	考									

注1) 酸素濃度0%以外の規制値は、アンダーライン付とし()内に O₂濃度を記載。太字は O₂=0%換算値

注2) 東京都の第1種地域とは、23区および武蔵野市、三鷹市、調布市、西東京市のうちの日保谷市、狛江市

注3) 千葉県の総量規制区域：野田市、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、船橋市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、千葉市

注4) 横浜市内、川崎市内及び名古屋市内等事業所全体から排出される窒素酸化物の総量規制を行っている行政については、市の公害担当あて問い合わせること。

(単位：ppm)

千葉県指導要綱 千葉市指導要綱		大阪府指導要綱			大阪市指導要綱		愛知県指導要綱		名古屋市 公油防止条例		
50		30			10		50		50		
50		30			10		50		20		
35		30			10		35		10		
総量規制 区域	その他 地域	規模	総量規制地 域	その他 地 域	規模	大阪市	規模	名古屋市 以外全域	規模	名古屋市	
20(O ₂ =16) 84	30(O ₂ =16) 126	20,000～ 150,000kW	30	45	20,000～ 150,000kW	30	ガス専統 (50t以上)	30(O ₂ =16) 126	1,000kW 以上	140	
		2,000～ 20,000kW	80	120	6,000～ 20,000kW 未満 2,000～ 6,000kW 未満	50 80		液体専統 以外	30(O ₂ =16) 210	1,000kW 未満	180
		2,000kW 未満	100	150	2,000kW 未満	100					
100(O ₂ =13) 262	150(O ₂ =13) 393		300	500		300	重量換算 50t 以上	200(O ₂ =13) 525	500kW 以上	350	
200	300	重量換算 150t 以上	100	150	重量換算 600t 以上	50	重量換算 35t 以上	200	120kW 以上	200	
		重量換算 150t 未満	150	200	重量換算 150～600 t	100			120kW 未満	300	
					重量換算 150t 未満	150					
										総量規制からの 概略換算値	